

入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:令和元年8月7日)

開催日及び場所		令和元年6月14日(金曜日) 4階 第2会議室			
委員		鹿瀬島 正剛(弁護士) 諏 佐 マリ(熊本大学法学部准教授) 土田 華寿磨(公認会計士)			
審議対象期間		平成31年1月1日～平成31年3月31日			
審議対象案件		177件 うち、1者応札案件 67件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件			
抽出案件		11件 うち、1者応札案件 4件 (抽出率 6%) (抽出率 6%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 %)			
抽出案件内訳	工事	一般競争		3件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争	公募型指名競争		件
			工事希望型競争		件
			その他の指名競争		件
		随意契約		件	
	業務	一般競争		2件	
		指名競争	公募型競争		件
			簡易公募型競争		件
			その他の指名競争		件
		随意契約	公募型プロポーザル		件
			簡易公募型プロポーザル		件
			標準型プロポーザル		件
			その他の随意契約		件
	物品・役務等	一般競争		5件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指名競争		件	
		随意契約(企画競争・公募)		件	
		随意契約(その他)		1件	
	(特記事項) 特になし				

各委員からの意見・質問それに対する回答等	質問	回答
	<p>(1) 治山・林道及び調査設計等業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那覇市の業者から見積もりをとって予定価格を設定したのに対し、実際は近隣の島の業者が落札したため落札率が低くなったということだったが、予定価格の積算は一般的には那覇市ベースで行うものなのか。今回の件をふまえて次回は取りやすい市をベースにして積算をするのか、この件に限った特殊なケースに過ぎないのか。 ・入札金額が予定価格の半分以上を切っているが、工事自体は工期内で終わっているのか。 ・他に工事を行うことのできる業者はもっと高い金額で落札できたのではないのか。 <p>・入札公告に「(10)本業務は、翌年度にわたる債務負担に係る承認を得、予算執行手続きが整ったことを条件とする業務であり、入札日までに予算執行手続きが整わなかった場合は、本業務の入札の執行を中止する場合がある。」とあるが、国庫債務負担行為とは異なるものか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税が上がればその分が入るのか。 ・業者の技術評価点の点数は案件によって異なるのか。 <p>(2) 物品・役務調達業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3回不落で随意契約になったのはわかったが、本件は予定価格の積算を考え直すべきなのか、それとも業者が金額を高く設定していたのか。どのように評価すべきなのか。 <ul style="list-style-type: none"> ・シカの処理とはどういったことをするのか。 ・予定数280頭とあるが、捕獲数はどのように確認しているのか。 ・シカに関しては食用にする場合もあるのではないのか。 ・狩猟する鳥獣はシカだけか。 ・株式会社が落札しているが実際に現場に行く人は外注になるのか。 ・資格というのは一般的なものか。 ・鳥獣は一頭あたりの単価で予定価格が決まるのか。地形や工期等も含まれているのか。 ・猟友会に頼むことはないのか。 ・子鹿であっても一頭と数えるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は当該地をベースにすることも検討したいが、工事の規模に応じて那覇市の業者を参考にするのは妥当であると考えている。 ・工期通り工事は終わっている。 ・そのとおりである。事前の確認では島内に施工できる業者がないということだったため、沖縄本土からの移動費等を含めて予定価格を積算していた。しかし実際には近隣の島の業者が入札し、結果的に低い金額で落札となり、予定価格と差が生じた。今後はさらに情報を収集しつつ予定価格の積算をする必要がある。 ・国庫債務負担行為とは異なる。財務省の承認が下りていない時点で入札公告を発出し、契約を結ぶものである。並行して財務省に承認を求めますが、承認が得られなければ事業をとりやめる可能性もある。 ・そのとおり。 ・異なる。会社の持ち点と技術者を配置するかどうかによって異なってくる。他にも過去の事業の実績によっては加点がある。しかし民有林での実績はあっても国有林での実績がないと加点されない場合もある。 ・予定価格と業者が設定した価格にそこまで大きな差はないと考えている。今回参加した事業者は松くい虫関係の事業を行っており、また年度末という時期の問題もあったものと考えられる。金額に関しては事業者との兼ね合い等もあり、落ち着くところに落ち着いたのではないかと考えている。 ・原則地中に埋める埋設である。 ・捕獲時の写真や現物を目視で確認している。 ・今回の捕獲事業は埋設である。今後は有効活用する場合も出てくる。 ・基本的には有害鳥獣捕獲の許可を受けた鳥獣が対象となるが、今回の事業はシカのみを対象としている。 ・この会社で雇用している者で実施されている。 ・罠の資格は一般の人でも取得できるものである。 ・一頭あたりの単価もあるが積算には事業箇所条件等も含めた工期も考慮されている。 ・猟友会や市町村と協定を結んで捕獲をしてもらう場合もあるが、基本的に猟友会は市町村や県の有害鳥獣捕獲を優先的に行っている。 ・一頭と数える。
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	